

子どものしあわせのために 福祉制度をご存じですか？

■児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

平成23年4月分から手当の額が変わりました。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	41,550円	41,540円～9,810円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

平成23年4月分から手当の額が変わりました。

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	50,550円
2級(中度)	33,670円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

【支給対象者が市町村民税課税者の場合】

①医療機関等ごと、1人につき…通院 1,000円/月

②医療機関等ごと、1人につき…入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

※中学校修了前までのお子さんの入院に係る医療費は、「こども医療費」として支給します。

■母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。

これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。

問合せ／子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

松伏町社会を明るくする町民の集いを開催します

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、非行や犯罪のない明るいまちづくりを推進することを目的として開催します。皆さん、ぜひお越しください。

■日時／7月16日(土)午後1時30分～

■場所／田園ホール・エローラ(中央公民館)

■内容／①表彰…善行賞・標語及び作文の優秀作品

②発表…作文の優秀作品

③アトラクション…県立松伏高等学校吹奏楽部

■主催／松伏町青少年健全育成協議会

